#### 国土交通省告示第285号

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条第1項から第3項までの規定に基づき、この告示を制定する。

平成20年3月10日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査の項目、 事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第6条第1項から第3項までの規定に基づき、同条第3項に規定する建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)について建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第3項に規定する検査(以下「定期検査」という。)の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

- 第 1 施行規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第 1 (い)欄に掲げる項目のうち 1 項(9)から (11)まで及び(17)から(23)まで、別表第 2 (い)欄に掲げる項目のうち 1 項(18)、(19)、(39)及び (40)並びに別表第 4 (い)欄に掲げる項目のうち 3 項(5)とする。
- 第2 定期検査は、施行規則第6条第2項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備について、次の各号に掲げる別表第1から別表第4までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項ごとに定める同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第6条第2項に掲げる検査の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(検査の項目若しくは事項について削除し又は検査の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。
  - 一 換気設備 別表第1
  - 二 排煙設備 別表第2
  - 三 非常用の照明装置 別表第3
  - 四 給水設備及び排水設備 別表第4
- 2 前項の規定にかかわらず、法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法等を用いた建築物で、当該認定に係る同条第2項に定める評価(以下単に「評価」という。)を行ったときに検査の方法を記載した図書の提出を受けたものに係る定期検査については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める図書に記載された検査の方法によるものとする。
  - 一 国土交通大臣が評価を行った場合 施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書
  - 二 法第77条の56第1項の規定により指定を受けた者が評価を行った場合 建築基準法に基づ く指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。以下「省令」という。)第63 条第一号に規定する図書
  - 三 法第77条の57第1項の規定により承認を受けた者が評価を行った場合 省令第79条において準用する省令第63条第一号に規定する図書
- 第3 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備の検査結果表は、施行規則第6条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。
  - 一 換気設備 別記第一号
  - 二 排煙設備 別記第二号
  - 三 非常用の照明装置 別記第三号

## 四 給水設備及び排水設備 別記第四号 附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

別农第「		(い)検査	 5項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
1	(1)	機械換	機械換気	外気取り入れ口	目視により確認する。	建築基準法施行
法第28		気設備	設備(中	及び排気取り入		令(昭和25年政
条第 2			央管理方	れ口への雨水等		令第338号。以下
項又は			式の空気	の防止措置の状		「令」という。)
第 3 項			調和設備	況		第129条の2の
に基づ			を含む。)			6 第 2 項第三号
き換気			の外観			の規定に適合し
設備が						ないこと。
設けら	(2)			外気取り入れ口	目視又は触診により確認	取付けが堅固で
れた居				及び排気取り入	する。	ないこと又は著
室(換				れ口の取付けの		しい腐食、損傷
気設備				状況		等があること。
を設け	(3)			各室の給気口及	気流検知器等を用いて目	著しく局部的な
るべき				び排気口の設置	視により確認する。	空気の流れが生
調理室				位置		じていること。
等を除	(4)			給気口、排気口	目視又は触診により確認	取付けが堅固で
(.)				及び居室内の空	する。	ないこと又は著
				気の取り入れ口		しい腐食、損傷
				の取付けの状況		等があること。
	(5)			風道の取付けの	目視又は触診により確認	風道の接続部に
				状況	する。	損傷があり空気
						が漏れているこ
						と又は取付けが
						堅固でないこ
						٤.
	(6)			風道の材質	目視又は触診により確認	令第129条の2
					する。 	の6第2項第五
						号の規定に適合
						しないこと。
	(7)			給気機及び排気		機器に損傷があ
				機の設置の状況	する。	ること、取付け
						が堅固でないこ
						と又は著しい腐
						食、損傷等があ
				15 F 25 1. 1 - 15		ること。
	(8)			換気扇による換	目視により確認する。 	外気の流れによ
				気の状況		り著しく換気能
						力が低下する構

		1			14 L A L L 2
					造となっている
-	(0)	144 1-2 1-7		1 = t = 1	こと。
	(9)	機械換気	各系統の換気量	外気を取り入れる風道の	
		設備(中		同一断面内から5か所を	
		央管理方		偏りなく抽出し、風速計	
		式の空気		を用いて風速を測定し、	と。ただし、風
		調和設備		次の式により換気量を算	
		を含む。)		出する(風速の測定が困	
		の性能		難な場合にあっては、在	
				室者がほぼ設計定員の状	
				態において、還気の二酸	いて、還気の二
				化炭素含有率又は還気と	酸化炭素含有率
				外気の二酸化炭素含有率	又は還気と外気
				の差を検知管法により確	の二酸化炭素含
				認する。)。	有率の差を検知
				V = 3600vA	管法により確認
				この式において、V、v	した場合にあっ
				及びAは、それぞれ次	ては、還気の二
				の数値を表すものとす	酸化炭素含有率
				る。	が 100 万 分 の
				V 換気量(単位 1	1000以上あるこ
				時間につき立方メー	と又は還気と外
				トル)	気の二酸化炭素
				v 平均風速(単位 1	含有率の差が
				秒につきメートル)	
				A 風道断面積(単位	
				平方メートル)	
				ただし、前回の検査以降	
				に同等の方法で実施した	
				検査の記録がある場合に	
				あっては、当該記録によ	
				り確認することで足り	
				る。	
	(10)		   各室の換気量	<u> </u>	令第20条の2第
	(10)		ᆝᆸᅩᄽᄌᅅᆂ	5 か所を偏りなく抽出	
				し、風速計を用いて風速	
				を測定し、次の式により	過日しないこと。
				控例とし、人の式により   換気量を算出する。	°
				V=3600vAC	
				マー5000VAC この式において、V、v	
				及びAは、それぞれ次	
				の数値を表すものとす	
				の数値を役するのとする。	
				□ V 換気量(単位 一	

					時間につき立方メー	
					トル)	
					v 平均風速(単位 1	
					秒につきメートル)	
					A 風道断面積(単位	
					平方メートル)	
					C 次の式により計算	
					した換気量に対する	
					外気の混合比(還気	
					風量が混合されてい	
					る場合は、換気比率	
					を乗じて算出する数	
					值)	
					$C = V_2 / V_1$	
					この式においてV₁及	
					びV2は、それぞれ次	
					の数値を表すものと	
					する。	
					V <sub>1</sub> 空気調和設備の	
					送風空気量(単位	
					1時間につき立方	
					メートル)	
					· ·	
					V2 空気調和設備へ	
					の取り入れ外気量	
					(単位 1時間に	
					つき立方メート	
					ル)	
					ただし、前回の検査以降	
					に同等の方法で実施した	
					検査の記録がある場合に	
					あっては、当該記録によ	
					り確認することで足り	
					る。	
	(11)			 中央管理方式に	<u> </u>	中央管理室にお
	('')			よる制御及び作		「一八官母皇にの     いて制御又は作
				動状態の監視の		動の状況を確認し
-	(40)		中午知知	状況		できないこと。
	(12)		空気調和	空気調和設備の	目視又は触診により確認	取付けが堅固で
			設備の主	設置の状況	する。	ないこと又は著
			要機器及			しい腐食、損傷
			び配管の			等があること。
	(13)		外観	空気調和設備及	目視により確認する。	空気調和機器又
				び配管の劣化及		は配管に変形、
				び損傷の状況		破損又は著しい
l.		J		•		

	l				<del>-</del>
					腐食があるこ
( 4 4 )					と。   <b> </b>
(14)			空気調和設備の	目視又は触診により確認	運転時に異常な
			運転の状況	する。	音、異常な振発
					熱があること。
(15)			空気ろ過器の点	目視により確認する。	昭和45年建設省
			検口		告示第1832号第
					四号の規定に適
					合しないこと又
					は点検用の十分
					な空間が確保さ
					れていないこ
					と。
(16)			冷却塔と建築物	目視により確認するとと	令第129条の2
			の他の部分との	もに、必要に応じ鋼製巻	の7第二号の規
			離隔距離	尺等により測定する。	定に適合しない
					こと。
(17)	中央管	空気調和	各室の温度	居室の中央付近において	令第129条の2
	理方式	設備の性		温度計により測定する。	の6第3項の表
	の空気	能		ただし、前回の検査以降	(4)項の規定に
	調和設			に同等の方法で実施した	適合しないこ
	備			検査の記録がある場合に	と。
				あっては、当該記録によ	
				り確認することで足り	
				る。	
(18)			各室の相対湿度	居室の中央付近において	令第129条の2
				湿度計により測定する。	の6第3項の表
				ただし、前回の検査以降	(5)項の規定に
				に同等の方法で実施した	適合しないこ
				検査の記録がある場合に	と。
				あっては、当該記録によ	
				り確認することで足り	
				る。	
(19)			各室の浮遊粉じ	居室の中央付近において	令第129条の2
			ん量	粉じん計により測定す	の6第3項の表
				る。ただし、前回の検査	(1)項の規定に
				以降に同等の方法で実施	適合しないこ
				した検査の記録がある場	と。
				合にあっては、当該記録	
				により確認することで足	
				りる。	
(20)			各室の一酸化炭	居室の中央付近において	令第129条の2
			素含有率	ガス検知管等により測定	の6第3項の表
				する。ただし、前回の検	(2)項の規定に
			•		

	1	1				
					査以降に同等の方法で実 施した検査の記録がある	適合しないこ と。
					場合にあっては、当該記	<b>C</b> °
					録により確認することで	
					足りる。	
	(21)			 各室の二酸化炭	<u> </u>	
	(,			素含有率	ガス検知管等により測定	
				2013	する。ただし、前回の検	
					査以降に同等の方法で実	, ,
					施した検査の記録がある	ک، ک،
					場合にあっては、当該記	_0
					録により確認することで	
					足りる。	
	(22)			各室の気流	居室の中央付近において	令第129条の2
					風速計により測定する。	の6第3項の表
					ただし、前回の検査以降	(6)項の規定に
					に同等の方法で実施した	適合しないこ
					検査の記録がある場合に	と。
					あっては、当該記録によ	
					り確認することで足り	
					る。	
	(23)			各室の吹き出し	気流検知器等を用いて目	著しく局部的な
				空気の分配の状	• • • • •	
				況	し、前回の検査以降に同	じていること。
					等の方法で実施した検査	
					の記録がある場合にあっ	
					ては、当該記録により確	
2	(1)	白 4 4 年	±⊓ /# T7 7 ¥	# <b>= \$</b> # <b>=</b>	認することで足りる。	てぬサーズナンハー
2 + <del>6./=</del> ÷л	(1)	自然換気		排気筒、排気		不燃材でないこ
換気設		機械換気	ā文1佣	フード及び煙突	する。	と。
備を設けるべ	(2)			の材質 排気筒、排気	目視又は触診により確認	取付けが堅固で
き調理	(2)			カード及び煙突	古代又は触診により確認してる。	ないこと又は著
室等				の取付けの状況	9 <b>3</b> °	しい腐食、損傷
工工				02421317 0247776		等があること。
	(3)			上 給気口、給気筒、	 目視により確認するとと	令第20条の3第
	( - )			排気口、排気筒、	もに、必要に応じて鋼製	2項第一号イ
				排気フード及び	巻尺等により測定する。	(3) (4) (6)
				煙突の大きさ		又は(7)の規定
						に適合しないこ
						と。
	(4)			給気口、排気口	目視により確認するとと	令第20条の3第
				及び排気フード	もに、必要に応じて鋼製	2 項第一号イ
				の位置	巻尺等により測定する。	(1)又は(2)の規

					定に適合しない
					たに過らしない。
	(5)		   給気口、給気筒、	目視又は触診により確認	島の巣等により
	(3)		船メロ、船メ局、  排気口、排気筒、	古代又は触診により確認   する。	鳥の乗事により 給排気が妨げら
			排気フード及び	୨ ତ	れていること。
			煙突の設置の状		11 C 10 C C .
			没人の設直の状		
	(6)			目視又は触診により確認	
	(6)		排気筒及び煙突		断熱材が脱落又
			の断熱の状況	する。 	は損傷している こと。
	(7)		世年祭みが帰家	ロカにより変数するとと	
	(7)		排気筒及び煙突	目視により確認するとと	令第115条第1
			と可燃物、電線	もに、必要に応じて鋼製	項第三号又は第一
			等との離隔距離	巻尺等により測定する。	二項の規定に適
	(0)		「「「「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」		合しないこと。
	(8)			目視又は触診により確認	昭和45年建設省
			ダンパー、風道	する。	告示第1826号第
			等の設置の状況		4 第二号又は第
					三号の規定に適
	(0)	<b>→ 14:40 = +0 (#</b>	佐中の生物の土		合しないこと。
	(9)	自然換気設備	煙突の先端の立	目視により確認するとと	令第115条第 1
			ち上がりの状況	もに、必要に応じて鋼製	項第一号又は第一
			(密閉型燃焼器	巻尺等により測定する。 	二号の規定に適
			具の煙突を除		合しないこと。
	(40)	+##+#+44-(##	く。)	ㅁ治녀 ㅂ!?ᅏᅑᅻᄀ	□□ ₹□ ₹₽ ₹₽ ₹₽
	(10)	機械換気設備 	排気筒に設ける	目視により確認する 	昭和45年建設省
			防火ダンパーの		告示第1826号第
			設置の状況 		4 第四号の規定
					に適合しないこ
	(11)		換気扇による換	日知により攻却する	と。
	(11)		類気扇による換   気の状況	目視により確認する 	外気の流れにより
			気の水流		り著しく換気能
					力が低下する構 造となっている
					こと。
	(12)		  機械換気設備の	   排気口の同一断面内から	~ 令第20条の3第
	(12)		機械換気設備の   換気量	5 か所を偏りなく抽出	マ第20宗の3 第一2 項第一号イ又
			3米メル里 	5 が別を偏りなく抽出   し、風速計を用いて風速	2 頃第一号1 文     は昭和45年建設
				し、風速計を用いて風速   を測定し、次の式により	省告示第1826号
				を別たし、人の式により   換気量を算出する。	第3の規定に適
				XXI重を昇出する。   V = 3600vA	余3の規定に過 合しないこと。
				マー5600VA この式において、V、v	ロンないこと。
				DびAは、それぞれ次	
				の数値を表すものとす	
1				る。	

				V 排気量(単位 1	
				時間につき立方メー	
				トル)	
				v 平均風速(単位 1	
				,	
				秒につきメートル)	
				A 開口断面積(単位	
				平方メートル)	
				ただし、前回の検査以降	
				に同等の方法で実施した	
				検査の記録がある場合に	
				あっては、当該記録によ	
				り確認することで足り	
			73 J 48 J 10 -	る。	<b>人竺440夕竺40</b>
3	(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの	設計図書等により確認す	令第112条第16 項の規定に適合
法第28 条第 2			設置の状況	るとともに、目視により	りないこと。
項又は			<b>5</b> 1 4 3 10 -	確認する。	-
第 3 項	(2)		防火ダンパーの	目視又は触診により確認	平成12年建設省告示第1376号第
に基づ			取付けの状況	する。	1の規定に適合
き換気設備が					しないこと又は
設けら					著しい腐食があ
れた居	(2)		7ナルゲンル° の	作動の出口をでかって	ること。
室等	(3)		防火ダンパーの	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑
			作動の状況 		に作動しないこ
	(4)		<u></u> 防火ダンパーの	   目視又は触診により確認	と。 防火ダンパー本
	(4)		劣化及び損傷の	する。	体に破損又は著
			状況		しい腐食がある
					こと。
	(5)		防火ダンパーの	目視により確認する。	平成12年建設省
			点検口の有無及		告示第1376号第
			び大きさ並びに		3の規定に適合
			検査口の有無		しないこと。
	(6)		防火ダンパーの	目視により確認する。	適正な溶解温度
			温度ヒューズ		の温度ヒューズ
					を使用していな
					いこと。
	(7)		壁及び床の防火	目視により確認する。	平成12年建設省
			区画貫通部の措		告示第1376号第
			置の状況		2の規定に適合
	(6)		\± === TI     T =   1		しないこと。
	(8)		連動型防火ダン	目視により確認するとと	煙感知器又は熱
			パーの煙感知	もに、必要に応じて鋼製	煙複合式感知器
			器、熱煙複合式	巻尺等により測定する。 	にあっては昭和
			感知器及び熱感		48年建設省告示
			知器の位置		第2563号第1第

			二号二(2)に適
			合しないこと。
			熱感知器にあっ
			ては昭和48年建
			設省告示第2563
			号第2第二号口
			(2)の規定に適
			合しないこと。
(9)	連動型防火ダン	発煙試験器、加熱試験器	感知器と連動し
	パーの煙感知	等により作動の状況を確	て作動しないこ
	器、熱煙複合式	認する。ただし、前回の	ے ک
	感知器及び熱感	検査以降に同等の方法で	
	知器との連動の	実施した検査の記録があ	
	状況	る場合にあっては、当該	
		記録により確認すること	
		で足りる。	

<b>加农</b> 为 4		Ī				
		(い)検	查項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
1	(1)	排煙機	排煙機の	排煙機の設置の	目視又は触診により確認	基礎架台の取付
令 第			外観	状況	する。	けが堅固でない
123 条						こと又は著しい
第 3 項						腐食があるこ
第一号						ے ک
に規定	(2)			排煙風道との接	目視により確認する。	接続部に破損又
する付				続の状況		は変形があるこ
室、令						<b>ک</b> 。
第 129	(3)			煙排口の設置の	目視により確認する。	排出された煙に
条の13				状況		より他への影響
の3第						のおそれがある
3 項に						こと。
規定す	(4)			煙排口の周囲の	目視により確認する。	煙の排出を妨げ
る乗降				状況		る障害物がある
						こと。
ビー、	(5)			屋外に設置され	目視により確認する。	浸入した雨水等
令 第				た煙排口への雨		を排出できない
126 条				水等の防止措置		こと。
の2第				の状況		
1項に	(6)		排煙機の	排煙口の開放と	作動の状況を確認する。	排煙口と連動し
規定す			性能	の連動起動の状		て排煙機が作動
る居室				況		しないこと。
等	(7)			作動の状況	聴診又は触診により確認	排煙機の運転時
					する。	の電動機又は送
						風機に異常音又

						は異常な振動が
						あること。
	(8)			ニーニー 雷源を必要とす		予備電源により
	( )				況を確認する。	作動しないこ
				電源による作動		کی کی
				の状況		0
_	(9)			排煙機の排煙風	煙排口の同一断面内から	今第123条第 3
	( - )			量	5 か所を偏りなく抽出	
				_	し、風速計を用いて一点	
					につき30秒以上継続して	
					風速を測定し、次の式に	
					より排煙風量を算出す	-
					る。	129条の2第1
					Q = 60AVm	項又は第129条
					この式において、Q、A	
					及びVmは、それぞれ	
					次の数値を表すものと	
					する。	難安全性能又は
					Q排煙風量(単位	
					1分につき立方メー	
					トル)	す修繕等が行わ
					A 排煙口面積(単位	
					平方メートル)	
					Vm 平均風速(単位	
					1 秒につきメート	
					ル)	126条の3第1
					ただし、前回の検査以降	
					に同等の方法で実施した	く。)の規定に適
					検査の記録がある場合に	合しないこと。
					あっては、当該記録によ	
					り確認することで足り	
					る。	
	(10)			中央管理方式に	作動の状況を確認する。	中央管理室にお
	•			よる制御及び作		いて制御又は作
				動状態の監視の		動の状況を確認
				状況		できないこと。
	(11)	その他	機械排煙	排煙口の位置	目視により確認する。	平成12年建設省
			設備の排			告示第1436号第
			煙口の外			二号又は令第
			観			126条の3第1
						項第三号の規定
						に適合しないこ
						と。ただし、令
						第129条の2第

		T		
				1項又は第129
				条の2の2第1
				項の規定が適用
				され、かつ、階
				避難安全性能又
				は全館避難安全
				性能に影響を及
				ぼす修繕等が行
				われていない場
				合を除く。
(12)		排煙口の周囲の	目視により確認する。	排煙口の周囲に
		状況		開放を妨げる障
				害物があるこ
				と。
(13)		排煙口の取付け	目視により確認する。	取付けが堅固で
		の状況		ないこと又は著
				しい腐食、損傷
				等があること。
(14)		手動開放装置の	目視により確認する。	周囲に障害物が
		設置の状況		あり操作できな
				いこと。
(15)		手動開放装置操	目視により確認する。	令第126条の3
		作方法の表示の		第1項第五号の
		状況		規定に適合しな
				いこと。ただし、
				令第129条の2
				第1項又は第
				129条の2の2
				第1項の規定が
				適用され、かつ、
				階避難安全性能
				又は全館避難安
				全性能に影響を
				及ぼす修繕等が
				行われていない
(16)	松松木ポセナル西	千 新 朗	作動の出泊を疎がする	場合を除く。 排煙口の開放が
(16)	機械排煙  設備の排	手動開放装置に   よる開放の状況	作動の状況を確認する。	手動開放装置と
	短編の排	よる州瓜の仏爪		ナ 動用収表直と 連動していない
	能			(生動していない) こと。
(17)	BE	排煙口の開放の	目視又は聴診により確認	常時閉鎖状態を
		状況	古代又は聴診により確認する。	保持し開放時気
		1八ル6	ઝ <b>`</b> ბ'₀	流により閉鎖す
				がにより閉鎖9 ること又は著し
	]			ること人は有し

				い振動があるこ
				と。
(18)		排煙口の排煙風	排煙口の同一断面内から	令第126条の3
		量	5 か所を偏りなく抽出	第1項第九号の
			し、風速計を用いて1点	規定に適合しな   いこと。ただし、
			につき30秒以上継続して	令第129条の 2
			風速を測定し、次の式に	第1項又は第
			より排煙風量を算出す	
			る。	第1項の規定が
			Q = 60AVm	適用され、かつ、  階避難安全性能
			この式において、Q、A	又は全館避難安
			及びVmは、それぞれ次	全性能に影響を
			の数値を表すものとす	及ぼす修繕等が
			る。	行われていない
			Q 排煙風量(単位	場合を除く。
			1分につき立方メー	
			トル)	
			A 排煙口面積(単位	
			平方メートル)	
			Vm 平均風速(単位	
			1 秒につきメート	
			ル)	
			ただし、前回の検査以降	
			に同等の方法で実施した	
			検査の記録がある場合に	
			あっては、当該記録によ	
			り確認することで足り	
			る。	
(19)		中央管理方式に	作動の状況を確認する。	中央管理室にお
		よる制御及び作		いて制御又は作
		動状態の監視の		動の状況を確認
		状況		できないこと。
(20)		煙感知器による	発煙試験器等により作動	排煙口が連動し
		作動の状況	の状況を確認する。ただ	て開放しないこ
			し、前回の検査以降に同	と。
			等の方法で実施した検査	
			の記録がある場合にあっ	
			ては、当該記録により確	
			認することで足りる。	
(21)	機械排	煙 排煙風道の劣化	目視により確認する。	排煙風道に変
	設備の	非 及び損傷の状況		形、破損又は著
	煙 風 🤅	道		しい腐食がある
	(隠蔽	部		こと。
(22)	分及び		目視又は触診により確認	接続部及び吊り
	設部分:	をけの状況	する。	ボルトの取付け

		70.7	1		が取用されて
		除く。)			が堅固でないこ
					と又は変形若し
					くは破損がある
	(22)				こと。
	(23)		煙風道の材質	目視により確認する。	令第126条の3
					第1項第二号の
					規定に適合しな
					いこと。ただし、
					令第129条の2
					第1項又は第一
					129条の2の2
					第1項の規定が
					適用され、かつ、
					階避難安全性能
					又は全館避難安
					全性能に影響を
					及ぼす修繕等が
					行われていない
					場合を除く。
	(24)		防火区画及び防	目視により確認する。	令第126条の3
			煙壁の貫通措置		第1項第七号の
			の状況		規定に適合しな
					いこと。ただし、
					令第129条の2
					第1項又は第
					129条の2の2
					第1項の規定が
					適用され、かつ、
					階避難安全性能
					又は全館避難安
					全性能に影響を
					及ぼす修繕等が
					行われていない
					場合を除く。
	(25)		排煙風道と可燃	目視により確認するとと	断熱材に欠落又
			物、電線等との	もに、必要に応じて鋼製	は損傷があるこ
			離隔距離及び断	巻尺等により測定する。	と又は令第126
			熱の状況		条の3第1項第
					七号で準用する
					令第115条第1
					項第三号イ(2)
					の規定に適合し
					ないこと ( ただ
					し、令第129条の
<u> </u>	<u> </u>		1	1	1

1				
				2第1項又は第
				129条の2の2
				第1項の規定が
				適用され、かつ、
				階避難安全性能
				又は全館避難安
				全性能に影響を
				及ぼす修繕等が
				行われていない
				場合を除く。)。
(26)	防火ダン	防火ダンパーの	目視又は触診により確認	取付けが堅固で
	パー	取付けの状況	する。	あること。
(27)		防火ダンパーの	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑
		作動の状況		に作動しないこ
				と。
(28)		防火ダンパーの	目視又は触診により確認	防火ダンパー本
		劣化及び損傷の	する。	体に破損又は著
		状況		しい腐食がある
				こと。
(29)		防火ダンパーの	目視により確認する。	天井、壁等に一
		点検口の有無及		辺の長さが45cm
		び大きさ並びに		以上の保守点検
		検査口の有無		が容易に行える
				点検口並びに防
				火設備の開閉及
				び作動状態を確
				認できる検査口
				が設けられてい
				ること。
(30)		防火ダンパーの	目視により確認する。	適正な溶解温度
		温度ヒューズ		の温度ヒューズ
				を使用していな
				いこと。
(31)		壁及び床の防火	目視により確認する。	防火ダンパーと
		区画貫通部の措		防火区画との間
		置の状況 ( 防火		の風道が厚さ
		ダンパーが令第		1.5mm以上の鉄
		112条第15項に		板でつくられて
		規定する準耐火		いないこと又は
		構造の防火区画		鉄網モルタル塗
		を貫通する部分		その他の不燃材
		に近接する部分		料で被覆されて
		に設けられてい		いないこと。
	 	る場合に限る。)		

	1			
(32)		連動型防火ダン パーの熱感知器	目視により確認するとと もに、必要に応じて鋼製	昭和48年建設省告示第2563号第
		の位置	巻尺等により測定する。	2 第二号口(2)
				の規定に適合し
				ないこと。
(33)		連動型防火ダン	加熱試験器等により作動	感知器と連動し
		パーの熱感知器	の状況を確認する。ただ	て作動しないこ
		との連動の状況	し、前回の検査以降に同	٤.
			等の方法で実施した検査	
			の記録がある場合にあっ	
			ては、当該記録により確	
(0.4)	u+		認することで足りる。	T + 10 (T 7±+0.41)
(34)	特殊な構造の批価	排煙口及び給気	目視により確認する。	平成12年建設省
	造の排煙	口の大きさ及び   位置		告示第1437号第
	設備の排  煙口及び	1业直		一号ロ又は八及 び第二号ロ又は
	経口及び			び第一号ロスは   八の規定に適合
	外観			八の規定に過日     しないこと。た
	グト住元			だし、令第129
				条の2第1項又
				ボの2 第 1 項ス は第129条の 2
				の2第1項の規
				定が適用され、
				かつ、階避難安
				全性能又は全館
				避難安全性能に
				影響を及ぼす修
				繕等が行われて
				いない場合を除
				<.
(35)		排煙口及び給気	目視により確認する。	周囲に排煙又は
		口の周囲の状況		給気を妨げる障
				害物があるこ
				と。
(36)		排煙口及び給気	目視により確認する。	取付けが堅固で
		口の取付けの状		ないこと又は著
		況		しい腐食、損傷
				等があること。
(37)		手動開放装置の	目視により確認する。	周囲に障害物が
		設置の状況		あり操作できな
		~ =1 == 1 + == 1 =		いこと。
(38)		手動開放装置操	目視により確認する。	令第126条の3
		作方法の表示の		第1項第五号の
		状況		規定に適合しな

l				1
				いこと。ただし、
				令第129条の2
				第1項又は第
				129条の2の2
				第1項の規定が
				適用され、かつ、
				階避難安全性能
				又は全館避難安
				全性能に影響を
				及ぼす修繕等が
				行われていない
				場合を除く。
(39)	特殊な構	排煙口の排煙風	排煙口の同一断面内から	令第126条の3
	造の排煙	量	5 か所を偏りなく抽出	第2項の規定に
	設備の排		し、風速計を用いて一点	適合しないこ
	煙口の性		につき30秒以上継続して	と。ただし、令
	能		風速を測定し、次の式に	第129条の2第
			より排煙風量を算出す	1項又は第129
			る。	条の2の2第1
			$Q = 60AV_m$	項の規定が適用
			この式において、Q、A	され、かつ、階
			及びVmは、それぞれ次	避難安全性能又
			の数値を表すものとす	は全館避難安全
			る。	性能に影響を及
			Q 排煙風量(単位 1	ぼす修繕等が行
			分につき立方メート	
			ル)	合にあっては計
			A 排煙口面積(単位	
			平方メートル)	に満たないこ
			V <sub>m</sub> 平均風速(単位	
			1 秒につきメート	_0
			ル)	
			ただし、前回の検査以降	
			に同等の方法で実施した	
			検査の記録がある場合に	
			あっては、当該記録によ	
			り確認することで足りる	
(40)		 中央管理方式に	作動の状況を確認する。	 中央管理室にお
		よる制御及び作		いて制御又は作
		動状態の監視の		動の状況を確認
		状況		できないこと。
(41)			 発煙試験器等により作動	排煙口が連動し
( ' ' ' '		作動の状況	の状況を確認する。ただ	て開放しないこ
		I I C ±Л♥ノカハルし	し、前回の検査以降に同	と。
				<b>C</b> 0

				等の方法で実施した検査	
				の記録がある場合にあっ	
				ては、当該記録により確	
				認することで足りる。	
(42	12)	特殊な構	給気風道の劣化	目視により確認する。	給気風道に変
		造の排煙	及び損傷の状況		形、破損又は著
		設備の給			しい腐食がある
		気 風 道			こと。
(4:	l3)	(隠蔽部	給気風道の材質	目視により確認する。	令第126条の3
		分及び埋			第1項第二号の
		設部分を			規定に適合しな
		除く。)			いこと。ただし、
					令第129条の2
					第1項又は第
					129条の2の2
					第1項の規定が
					適用され、かつ、
					階避難安全性能
					又は全館避難安
					全性能に影響を
					及ぼす修繕等が
					行われていない
					場合を除く。
(44	14)		給気風道の取付	目視又は触診により確認	接続部及び吊り
			けの状況	する。	ボルトの取付け
					が堅固でないこ
					と又は変形若し
					くは破損がある
		:			こと。
(4	15)		防火区画及び防	目視により確認する。	令第126条の3
			煙壁の貫通措置		第1項第七号の
			の状況		規定に適合しな
					いこと。ただし、
					令第129条の2
					第1項又は第
					129条の2の2
					第1項の規定が
					適用され、かつ、
					階避難安全性能
					又は全館避難安
					全性能に影響を
					及ぼす修繕等が
					行われていない
					場合を除く。

	1				
	(46)	特殊な構	給気送風機の設	目視又は触診により確認	基礎架台の取付
		造の排煙	置の状況	する。	けが堅固でない
		設備の給			こと又は著しい
		気送風機			腐食、損傷等が
		の外観			あること。
	(47)		給気風道との接	目視により確認する。	接続部に空気漏
			続の状況		れ、破損又は変
					形があること。
	(48)	特殊な構	排煙口の開放と	作動の状況を確認する。	令第126条の3
		造の排煙	連動起動の状況		第2項の規定に
		設備の給			適合しないこ
		気送風機			と。ただし、令
		の性能			第129条の2第
					1 項又は第129
					条の2の2第1
					項の規定が適用
					され、かつ、階
					避難安全性能又
					は全館避難安全
					性能に影響を及
					ぼす修繕等が行
					われていない場
					合を除く。
	(49)		作動の状況	聴診又は触診により確認	送風機の運転時
				する。	の電動機又は送
					風機に異常音又
					は異常振動があ
					ること。
	(50)		電源を必要とす	予備電源により作動の状	予備電源により
			る排煙設備給気	況を確認する。	作動しないこ
			送風機の予備電		٤.
			源による作動の		
			状況		
	(51)		給気送風機の排	排煙口の同一断面内から	令第126条の3
			煙風量	5 か所を偏りなく抽出	第2項の規定に
				し、風速計を用いて1点	適合しないこ
				につき30秒以上継続して	と。ただし、令
				風速を測定し、次の式に	第129条の2第
				より排煙風量を算出す	1 項又は第129
				る。	条の2の2第1
				$Q = 60AV_m$	項の規定が適用
				この式において、Q、A	され、かつ、階
				及びVmは、それぞれ次	避難安全性能又
				の数値を表すものとす	は全館避難安全
ļ		I	l .		

				る。 Q 排煙風量(単位 1分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) Vm 平均風速(単し 1秒につか検査により ただに同の検査を には、当該記録により る。	われていない場 合にあっては計 算書による風量 に満たないこ と。
	(52)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認
	(53)	特殊な 造の打 設備の 気送屋 の吸込	煙 置 分給 J.機	目視により確認する。	できないこと。 排煙設備の煙排 出口等の開口部 に近接している こと又は吸込口 が延焼のおそれ のある位置に設置されていること。
	(54)		吸込口の周囲の 状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨 げる障害物があ ること。
	(55)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況		浸入した雨水等 を排出できない こと。
2 令 123 第第にす室 第条項号定付令	(1)	特別避難階段の 室及び非常用コ ベーターの乗降 ビーに設ける持 口及び給気口	エレ 及び給気口の作 全口 動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動し ないこと。

第 129	(2)			給気口の周囲の	目視により確認する。	国田に松气な坑
条の13	(2)			おれてのの田の   状況	日代により唯祕9句。	周囲に給気を妨しばる際実物があ
				1人 <i>i</i> 兀 		げる障害物があ
の3第						ること。
3項に						
規定するま物						
る乗降						
ロビー	(4)			<b>て4.10.</b> - 14.11 - 1		U
3	(1)	可動防煙	<b>里</b> 望	手動降下装置の	作動の状況を確認する。	片手で容易に操
令 第				作動の状況		作できないこ
126 条					" " - III - III - I -	٤.
の2第	(2)			手動降下装置に	作動の状況を確認する。	連動して作動し
1項に				よる連動の状況		ないこと。
規定す	(3)			煙感知器による	作動の状況を確認する。	連動して作動し
る居室				連動の状況		ないこと。
等	(4)			可動防煙壁の材	目視により確認する。	不燃材料でない
				質		こと。
	(5)			可動防煙壁の防	目視により確認する。	脱落又は欠損が
				煙区画		あり煙の流動を
						妨げる効果がな
						いこと。
	(6)			中央管理方式に	作動の状況を確認する。	中央管理室にお
				よる制御及び作		いて制御又は作
				動状態の監視の		動の状況を確認
				状況		できないこと。
4	(1)	自家用	自家用発	自家用発電機室	目視により確認する。	電気配線及び換
予備電		発電装	電装置の	の防火区画貫通		気風道等の防火
源		置	外観	措置の状況		区画貫通措置に
						欠損又は脱落が
						あること。
	(2)			発電機の発電容	設計図書等により確認す	防災設備の出力
				量	るとともに、防災設備の	容量に比して予
					容量を確認する。	備電源の発電容
						量が小さく、30
						分以上運転でき
						ないこと。
	(3)			発電機及び原動	目視又は触診により確認	端子部の締め付
				機の状況	する。	けが堅固でない
						こと、計器盤若
						しくは制御盤の
						表示ランプ等に
						破損があること
						又は原動機若し
						くは燃料タンク
						の周囲に油漏れ
	ì	l	I	l		- ~ / 一   上   一 / 山 / 間 1 し

			等があること。
( 1 )	MR 47   2日		
(4)	燃料油、潤滑油	目視により確認する。	燃料タンク若し
	及び冷却水の状		くは冷却水槽の
	況		貯蔵量が足りず
			30分間以上運転
			できないこと又
			は潤滑油が機器
			に表示された適
			正な範囲内にな
			いこと。
(5)	空気槽の圧力	圧力計を目視により確認	空気槽の自動充
		するとともに、聴診によ	気圧力が、高圧
		り確認する。	側で2.2から2.9
			メガパスカル、
			低圧側で0.7か
			ら1.0メガパス
			カルに維持され
			ていないこと又
			は圧力が低下し
			ても警報を発し
			ないこと。
(6)	セル始動用蓄電	電解液を目視により確認	電圧が定格電圧
	池の電解液及び	するとともに、蓄電池電	以下であるこ
	電気ケーブルの	圧を電圧計により測定す	と、電解液量が
	接続の状況	る。	機器に表示され
			た適正量より少
			ないこと又は電
			気ケーブルとの
			接続部に緩み、
			漏液等があるこ
			ے
(7)	燃料及び冷却水	目視により確認する。	配管類の接続部
`	の漏洩の状況	<b>-</b>	等に漏洩等があ
			ること。
(8)	自家用発電装置	目視又は触診により確認	基礎架台の取付
` '	の取付けの状況	する。	けが堅固でない
		-	こと又は著しい
			腐食、損傷等が
			あること。
(9)	屋内設置の場合	目視により確認するとと	給排気が十分で
\ - /	の給排気の状況	もに、作動の状況を確認	なく室内温度が
		する。	40 を超えてい
		- <del></del> 0	ること又は給排
			気ファンが単独
			ハノノノハーユ

<u> </u>	1			
				で若しくは発電
				機と連動して運
				転できないこ
				٤.
(10)		接地線の接続の	目視により確認する。	接続部に緩み又
		状況		は著しい腐食が
				あること。
(11)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定す	測定結果が電気
			る。	設備に関する技
				術基準を定める
				省令(平成9年
				通商産業省令第
				52号)第58条の
				規定値を下回っ
				ていること。
(12)	自家用発	電源の切替えの	作動の状況を確認する。	予備電源への切
	電装置の	状況		り替えができな
	性能			いこと。
(13)		始動及び停止の	作動の状況を確認する。	空気始動及びセ
		状況		ル始動により作
				動しないこと又
				は電圧が始動か
				ら40秒以内に確
				立しないこと。
(14)		運転の状況	目視、聴診又は触診によ	運転中に異常
			り確認する。	音、異常な振動
				等があること。
(15)		排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器
				等の変形、損傷、
				き裂等による排
				気漏れがあるこ
				と。
(16)		コンプレッ	作動の状況を確認する。	運転中に異常音
		サー、燃料ポン		又は異常振動が
		プ、冷却水ポン		あること。
		プ等の補機類の		
		作動の状況		
(17)		計器類及びラン	目視により確認する。	発電機盤、自動
		プ類の指示及び		制御盤等の計器
		点灯の状況		類、スイッチ類
				等に指示不良若
				しくは損傷があ
				ること又は運転
				表示ランプ類が
 •	_			

	I				
					点灯しないこ
(40)	->.>>	±#+=>.	まなナンバンの		と。
(18)	エンジ	直結エン	直結エンジンの	目視又は触診により確認	据付けが堅固で
	ン直結の批価	ジンの外	設置の状況	する。	ないこと、アン
	の排煙	観			カーボルト等に
	機				著しい腐食があ
					ること又は換気
					が十分でないこ
(40)	-		MAN		と。 
(19)			燃料油、潤滑油	目視により確認する。 	燃料タンク若し
			及び冷却水の状		くは冷却水槽の
			<b> 況</b>		貯蔵量が足りず
					30分間以上運転
					できないこと又
					は潤滑油が機器
					に表示された適し
					正な範囲内になし
(00)	<u> </u>		もりが動の茶雨	南郊流去口泊1-127克河	いこと。
(20)			セル始動用蓄電	電解液を目視により確認	電圧が定格電圧
			池の電解液及び	するとともに、蓄電池電	以下であるこ
			電気ケーブルの   接続の状況	圧を電圧計により測定す	と、電解液量が
			按规切1人/兀 	る。	機器に表示され
					た適正量より少 ないこと又は電
					気ケーブルとの
					接続部に緩み、
					接続品に綴み、     漏液等があるこ
					大学があると   と。
(21)			<u>└</u> 給気管及び排気	<u>│</u> │目視により確認する。	 変形、損傷、き
(21)			管の取付けの状	口元により唯心する。	製等があるこ
			別		と。
(22)			Vベルト	   目視又は触診により確認	 ベルトに損傷若
(22)			\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	する。	しくはき裂があ
				900	ること又はたわ
					みが大きいこ
					と。
(23)	_		 接地線の接続の	   目視により確認する。	 接続部に緩み又
(20)			状況		は著しい腐食が
			1000		あること。
(24)			 - 絶縁抵抗	│ │絶縁抵抗計により測定す	測定結果が電気
(21)			WC 180 370	る。	設備に関する技
					術基準を定める
					省令第58条の規
					定値を下回って
<u> </u>			<u> </u>		~= ピーロンし

				いること。
(25)	直結エン	始動及び停止の	目視により確認する。	正常に作動若し
	ジンの性	状況		くは停止できな
	能			いこと又は排煙
				口の開放と連動
				して直結エンジ
				ンが作動しない
				こと。
(26)		運転の状況	聴診、触診又は目視によ	運転中に異常
			り確認する。	音、異常な振動
				等があること。
(27)		計器類及びラン	目視により確認する。	制御盤等の計器
		プ類の指示及び		類、スイッチ類
		点灯の状況		等に指示不良若
				しくは損傷があ
				ること又は運転
				表示ランプ類が
				点灯しないこ
				と。

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
1	(1)	非常用の照明器具	使用電球、ラン	目視により確認する。	昭和45年建設省
照明器			プ等		告示第1830号第
具					1イ、ロ、八又
					は二の規定に適
					合しないこと。
2	(1)	予備電源	予備電源への切	作動の状況を確認する。	昭和45年建設省
電池内			替え及び器具の		告示第1830号第
蔵形の			点灯の状況		3 第二号の規定
蓄電					に適合しないこ
池、電					と。
源別置	(2)		予備電源の性能	点灯時間を確認する。	昭和45年建設省
形の蓄					告示第1830号第
電池及					3 第三号の規定
び自家					に適合しないこ
用発電					と。
装置	(3)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分の	昭和45年建設省
				うち最も暗い部分の水平	告示第1830号第
				床面において低照度測定	4の規定に適合
				用照度計により測定す	しないこと。
				る。	
	(4)	分電盤	非常用電源分岐	目視により確認する。	非常用の照明装
			回路の表示の状		置である旨の表

			況		示がないこと。
	(5)	配線	配電管等の防火	目視又は触診により確認	令第112条第15
	( - )		区画の貫通措置		項又は第129条
			の状況(隠蔽部		の2の5第1項
			分及び埋設部分		第七号の規定に
			を除く。)		適合しないこ
					と。
3	(1)	配線	照明器具の取付	目視により確認する。	昭和45年建設省
電源別			けの状況及び配		告示第1830号第
置形の			線の接続の状況		2の規定に適合
蓄電池			(隠蔽部分及び		しないこと。
及び自			埋設部分を除		
家用発			<.)		
電装置	(2)		電気回路の接続	目視により確認するとと	昭和45年建設省
			の状況	もに、必要に応じて回路	第1830号第2の
				計により測定する。	規定に適合しな
					いこと。
	(3)		接続部(ただし	目視により確認する。	昭和45年建設省
			幹線分岐及び		告示第1830号第
			ボックス内に限		2の規定に適合
			る。)の耐熱処理		しないこと。
			の状況		
	(4)		予備電源から非	目視により確認する。	昭和45建設省第
			常用の照明器具		1830号第4の規
			間の配線の耐熱		定に適合しない
			処理の状況(隠		こと。
			蔽部分及び埋設		
			部分を除く。)		
	(5)	切替回路 	常用の電源から	作動の状況を確認する。	昭和45年建設省
			蓄電池設備への		告示第1830号第
			切替えの状況		3の規定に適合
			本書がみの光しる	/L-51	しないこと。
	(6)		蓄電池設備と自	作動までの時間を確認す	昭和45年建設省
			家用発電装置併	る。	告示第1830号第
			用の場合の切替		3の規定に適合
	( 4 )		えの状況		しないこと。
4	(1)	配線及び充電ラン	充電ランプの点	目視により確認する。 	点滅スイッチを
電池内		プ	灯の状況 		切断しても充電
蔵形の					ランプが点灯し
蓄電池	(2)		まない フッパートンと		ないこと。
	(2)		誘導灯及び非常	目視により確認する。 	昭和45年建設省
			用照明兼用器具		告示第1830号第
			の専用回路の確		2の規定に適合
			保の状況		しないこと。

5	(1)	蓄電池	蓄電池室	蓄電池室の防火	目視により確認する。	令第112条第15
│ ā │電源別	(1)	留电/凹	雷电心至   の外観	国電心室の防火	日代により唯祕する。 	マ第112宗第15   項若しくは第16
電形の			しノット 住兄	医回等の負題指   置の状況		項石しては第16
重形の   蓄電池				重切状成		項 ス は マ 第 129     条 の 2 の 5 第 1
台电/心						京の2の3第1     項第七号の規定
						頃弟 しちの規定     に適合しないこ
						に過日しないと
	(2)			   換気の状況	温度計により測定する。	 室温が40 を超
	( 2 )				温皮計により測定する。	主価が40 を超えていること。
	(3)			蓄電池の設置の	目視又は触診により確認	変形、損傷、腐
				状況	する。	食、液漏れ等が
						あること。
	(4)		蓄電池の	電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でな
			性能			いこと。
	(5)			電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適
						正でないこと。
	(6)			電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が
						45 を超えてい
						ること。
	(7)		充電器	充電器室の防火	目視により確認する。	令第112条第15
				区画等の貫通措		項若しくは第16
				置の状況		項又は令第129
						条の2の5第1
						項第七号の規定
						に適合しないこ
						と。
	(8)			キュービクルの		取付けが堅固で
				取付けの状況	する。	ないこと。
6	(1)	自家用	自家用発	自家用発電機室	目視により確認する。	令第112条第15
自家用		発電装	電装置の	の防火区画等の		項若しくは第16
発電装		置	外観	貫通措置の状況		項又は令第129
置						条の2の5第1
						項第七号の規定
						に適合しないこ
				7V T III - 7V T T		<u>ک</u>
	(2)			発電機の発電容	予備電源の容量を確認す	自家用発電装置
				量	る。	の出力容量が少しなくのなる。
						なく、防災設備
						を30分以上運転
	(2)			ZV =5 144 T + 1 T - 1		できないこと。
	(3)			発電機及び原動		端子部の締付け
				機の状況	する。	が堅固でないこ
						と、計器若しく
						は制御盤の表示

Г	T	T	
			ランプ等に破損
			があること又は
			原動機若しくは
			燃料タンクの周
			囲に油漏れ等が
			あること。
(4)	燃料油、潤滑油	目視により確認する。	燃料タンク若し
	及び冷却水の状		くは冷却水槽の
	況		貯蔵量が少なく
			30分以上運転で
			きないこと又は
			潤滑油が機器に
			表示された適正
			な範囲内にない
			こと。
(5)	空気槽の圧力	圧力計を目視により確認	空気槽の自動充
		するとともに、聴診によ	気圧力が、高圧
		り確認する。	側で2.2から2.9
			メガパスカル、
			低圧側で0.7か
			ら1.0メガパス
			カルに維持され
			ていないこと又
			は圧力が低下し
			ても警報を発し
			ないこと。
(6)	セル始動用蓄電	電解液を目視により確認	電圧が定格電圧
	池の電解液及び	し及び蓄電池電圧を電圧	以下であるこ
	電気ケーブルの	計により測定する。	と、電解液量が
	接続の状況		機器に表示され
			た適正量より少
			ないこと又は電
			気ケーブルとの
			接続部に緩み、
			漏液等があるこ
			と。
(7)	燃料及び冷却水	目視により確認する。	配管の接続部等
	の漏洩の状況		に漏洩等がある
			こと。
(8)	計器類及びラン	目視により確認する。	発電機盤、自動
	プ類の指示及び		制御盤等の計器
	点灯の状況		類、スイッチ等
			に指示不良若し
			くは損傷がある
· '	· ·	•	

				こと又は運転表
				示ランプが点灯
				しないこと。
(9)		自家用発電装置	目視又は触診により確認	基礎架台の取付
		の取付けの状況	する。	けが堅固でない
				こと又は著しい
				腐食、損傷等が
				あること。
(10)		給排気の状況	温度計により測定すると	給排気状態が十
		(屋内に設置さ	ともに、作動の状況を確	分でなく室内温
		れている場合に	認する。	度が40 を超え
		限る。)		ていること又は
				給排気ファンが
				単独で若しくは
				発電機と連動し
				て運転できない
				こと。
(11)		接地線の接続の	目視により確認する。	接続部に緩み又
		状況		は著しい腐食が
				あること。
(12)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定す	測定結果が電気
			る。	設備に関する技
				術基準を定める
				省令第58条の規
				定値を下回って
				いること。
(13)	自家用発	電源の切替えの	作動の状況を確認する。	非常電源への切
	電装置の	状況		り替えができな
	性能			いこと。
(14)		始動及び停止の	作動の状況を確認する。	空気始動及びセ
		状況		ル始動により作
				動しないこと又
				は電圧が始動か
				ら40秒以内に確
				立しないこと。
(15)		音、振動等の状	聴診、触診又は目視によ	異常音、異常振
		況	り確認する。	動等があるこ
				と。
(16)		排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器
				等の変形、損傷、
				き裂等による排
				気漏れがあるこ
				と。
(17)	 	コンプレッ	作動の状況を確認する。	運転時に異常
		<del></del>	<del></del>	

サー、燃料ポンプ、冷却水ポン	音、異常な振動等があること。
プ等の補機類の 作動の状況	

別表第4					
		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
1	(1)	飲料用配管及び排	配管の取付けの	目視により確認する。	平成12年建設省
飲料用		水配管(隠蔽部分	状況		告示第1388号第
の配管		及び埋設部分を除			4 第一号の規定
設備及		<.)			に適合しないこ
び排水					と。
	(2)		配管の腐食及び	目視により確認する。	配管に腐食又は
			漏水の状況		漏水があるこ
					と。
	(3)		配管が貫通する	目視により確認する。	平成12年建設省
			箇所の損傷防止		告示第1388号第
			措置の状況		4 第二号の規定
					に適合しないこ
					と。
	(4)		継手類の取付け	目視により確認する。	平成12年建設省
			の状況		告示第1388号第
					4 第三号の規定
					に適合しないこ
					と。
	(5)		保温措置の状況	目視により確認する。	令129条の2の
					5 第 1 項第五号
					又は第2項第四
					号の規定に適合
					しないこと。
	(6)		防火区画等の貫	目視により確認する。	令129条の2の
			通措置の状況		5 第 1 項第二号
					又は第七号イの
					規定に適合しな
					いこと。
	(7)		配管の支持金物	目視により確認する。	平成12年建設省
					告示第1388号第
					4第一号又は第
					四号の規定に適
			Abilia L. P. (1. mg fc		合しないこと。
	(8)		飲料水系統配管	目視により確認する。	令129条の2の
			の汚染防止措置		5第2項第一号
			の状況		又は第二号の規
					定に適合しない

					こと。
	(9)		上水弁の設置の 上水弁の設置の	 目視により確認する。	昭和50年建設省
	( ) )		状況		告示第1597号第
			17(7)		1第一号口の規
					定に適合しない
					こと。
	(10)		ウォーターハン	 目視により確認する。	昭和50年建設省
	(.0)		マーの防止措置		告示第1597号第
			の状況		1第一号イの規
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		定に適合しない
					こと。
	(11)		給湯管及び膨張	目視により確認する。	平成12年建設省
	,		管の設置の状況		告示第1388号第
					4 第四号の規定
					に適合しないこ
					ے <u>،</u>
2	(1)	飲料用の給水タ	給水タンク等の	目視により確認するとと	昭和50年建設省
飲料水		ンク及び貯水タン	設置の状況	もに、必要に応じて鋼製	告示第1597号第
の配管		ク(以下「給水タ		巻尺等により測定する。	1第二号イ又は
設備		ンク等」という。)			口の規定に適合
		並びに給水ポンプ			しないこと。
	(2)		給水タンク等の	目視により確認する。	昭和50年建設省
			通気管、水抜き		告示第1597号第
			管、オーバーフ		1第一号又は第
			ロー管等の設置		二号の規定に適
			の状況		合しないこと。
	(3)		給水タンク等の	目視により確認する。	令第129条の2
			腐食及び漏水の		の5第2項第五
			状況		号の規定に適合
					しないこと。
	(4)		給水用圧力タン	作動の状況を確認する。	令第129条の2
			クの安全装置の		の5第1項第四
			<b> 状況</b>		号の規定に適合
					しないこと。
	(5)		給水ポンプの運		運転中に異常
			転の状況	ともに、作動の状況を確	音、異常振動等
				認する。	があること又は
					定格水圧がない
	( ( )		<i>₩</i>	ᄆᇷᄗᅪᇸᇲᆫᇈᇌᇏᇎ	こと。
	(6)			目視又は触診により確認	平成12年建設省
			びポンプ等の取り	する。	告示第1388号第
			付けの状況		1又は第2の規
					定に適合しない
					こと。

	(7)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	ガス湯沸器の取 付けの状況	目視又は触診により確認する。	引火性危険物の ある場所及び燃 焼廃ガスの上昇 する位置に取り 付けていること 又は本体に腐食 若しくは漏水が あること。
	(8)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。	昭和45年建設省 告示第1826号第 4第二号又は第 三号の規定に適 合しないこと若 しくは腐食、漏 水等があるこ と。
	(9)		電気給湯器の取付けの状況	目視により確認する。	本体に腐食、漏水等があること。
3 排水 設備	(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとと もに、必要に応じて鋼製 巻尺等により測定する。	昭和50年建設省 告示第1597号第 2第二号ロの規 定に適合しない こと。
	(2)		排水槽の通気の 状況	目視により確認する。	昭和50年建設省 告第1597号第2 第二号ホの規定 に適合しないこ と。
	(3)		排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあるこ と。
	(4)		地下街の非常用 の排水設備の処 理能力及び予備 電源の状況	作動の状況を確認する。	昭和44年建設省 告示第1730号第 3第三号又は第 四号の規定に適 合しないこと。
	(5)	排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水の用途	雑用水に着色し、目視に より確認する。	令第129条の2 の5第2項第一 号又は昭和50年 建設省告示第 1597号第2第六

					号八の規定に適
					合しないこと。
(6)			雑用水給水栓の	目視により確認する。	昭和50年建設省
			表示の状況		告示第1597号第
					2 第六号二の規
					定に適合しない
					こと。
(7)			配管の標識等	目視により確認する。	昭和50年建設省
					告示第1597号第
					2 第六号ロの規
					定に適合しない
					こと。
(8)			雑用水タンク、	目視により確認する。	取付けが堅固で
			ポンプ等の設置		ないこと又は著
			の状況		しい腐食、損傷
					等があること。
(9)			消毒装置	目視により確認する。	消毒液がなくな
					り、装置
					が機能しないこ
					٤.
(10)	その他	衛生器具	衛生器具の取付	目視により確認する。	令第129条の2
			けの状況		の5第2項第二
					号の規定に適合
					しないこと、取
					付けが堅固でな
					いこと又は損傷
					があること。
(11)		排水ト	排水トラップの	目視により確認するとと	昭和50年建設省
		ラップ	取付けの状況	もに、必要に応じて鋼製	告示第1597号第
				巻尺等により測定する。	2 第三号イ、ロ、
					二又はホの規定
					に適合しないこ
					と。
(12)		阻集器	阻集器の構造、	目視により確認するとと	昭和50年建設省
			機能及び設置の	もに、必要に応じて鋼製	告示第1597号第
			状況	巻尺等により測定する。	2 第四号イ、ロ
					又は八の規定に
					適合しないこ
					と。
(13)		排水管	公共下水道等へ	目視により確認する。	令第129条の2
			の接続の状況		の5第3項第三
					号の規定に適合
					しないこと。
(14)			雨水排水立て管	目視により確認する。	昭和50年建設省

	の接続の状況		告示第1597号第
			2 第一号八の規
			定に適合しない
			こと。
(15)	排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がない
			こと又は流れて
			いないこと。
(16)	掃除口の取付け	目視により確認する。	昭和50年建設省
	の状況		告示第1597号第
			2 第一号イの規
			定に適合しない
			こと。
(17)	雨水系統との接	目視により確認する。	昭和50年建設省
	続の状況		告示第1597号第
			2 第三号イの規
			定に適合しない
			こと。
(18)	通気管の状況	目視又は嗅診により確認	昭和50年建設省
		する。	告示第1597号第
			2 第二号イ又は
			第五号の規定に
			適合しないこ
			と。
(19)	通気開口部の状	目視により確認する。	昭和50年建設省
	況		告示第1597号第
			2 第五号八の規
			定に適合しない
			こと。
(20)	間接排水の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省
			告示第1597号第
			2 第一号口の規
			定に適合しない
			こと又は損傷が
			あること。